

平成27年度以降の美馬市財政運営指針

平成22年2月

美馬市

1. 平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。

- (1) 3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。
- (2) 財政調整基金年度末残高を10億円以上確保する。
- (3) 実質公債費比率（単年度）を10.0%未満に維持する。

健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入・歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。

2. 平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取り崩し等により対応する。

3. このため、平成26年度までについても、可能な限り基金を積み立てるとともに、毎年度の市債限度額設定や合併特例債の有効活用による公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成が可能となる事業展開を図るものとする。